

基礎研究賞・業績賞表彰規定

2008年5月29日制定

2009年3月26日改訂

2012年3月15日改訂

2020年2月10日改訂

2023年11月20日改訂

第1条（目的）

ソフトウェア分野の学術・研究振興を図るため、東北大学名誉教授伊藤貴康博士からの寄付金などを基金とし、日本ソフトウェア科学会基礎研究賞（以下、基礎研究賞）および日本ソフトウェア科学会業績賞（以下、業績賞）を設ける。

第2条（対象）

ソフトウェアの基礎分野における顕著な業績を基礎研究賞、ソフトウェア分野におけるその他の顕著な業績を業績賞の対象とする。業績が発表された時期については制限を設けない。表彰の件数は、合わせて年間2件程度とする。対象となる業績に主要な貢献のあった本会会員を受賞者とする。なお、基礎研究賞の受賞者は本会会員である必要はない。

第3条（表彰）

受賞者および受賞業績名を学会誌に紹介するとともに、理事長から賞状および副賞を授与し、表彰する。副賞は授賞対象業績1件につき10万円とする。

第4条（選定）

理事長の下に基礎研究賞・業績賞選定委員会（以下、選定委員会）を構成する。選定委員会は理事長、編集委員長、役員会より推薦された本会会員5名程度から構成する。理事長は選定委員会の会務を統括し、選定結果を役員会に諮り、承認を得る。

第5条（廃止）

基礎研究賞および業績賞の廃止は役員会の決議による。

第6条（改廃）

本規定の改廃は役員会の決議による。